

## ・登録の概要

舗装施工管理技術者の称号を用いるには、舗装施工管理技術者資格試験（以下、「資格試験」という）に合格し、登録の申請を行って、一般社団法人日本道路建設業協会（以下、「道建協」という）会長から舗装施工管理技術者資格者証（以下、「資格者証」という）の交付を受ける必要があります。

資格試験に合格しただけでは、舗装施工管理技術者にはなれません。

### (1) 新規登録

資格試験に合格した年度内に新規登録の申請を行った場合、登録日は合格の翌年度の4月1日となり、登録（資格者証）の有効期間は登録日から5年間となります。

例えば、平成25年度の資格試験に合格した場合は、図-1のようになります。（詳細は「新規登録の手引き」を参照して下さい。）

### (2) 登録更新

登録を継続するには、登録期間の最終年度において、登録（資格者証）の有効期限までに登録更新の申請を行う必要があります。

登録更新を行うと、登録は5年間延長されます。（詳細は「登録更新の手引き」を参照して下さい。）

#### 【注1】登録の失効

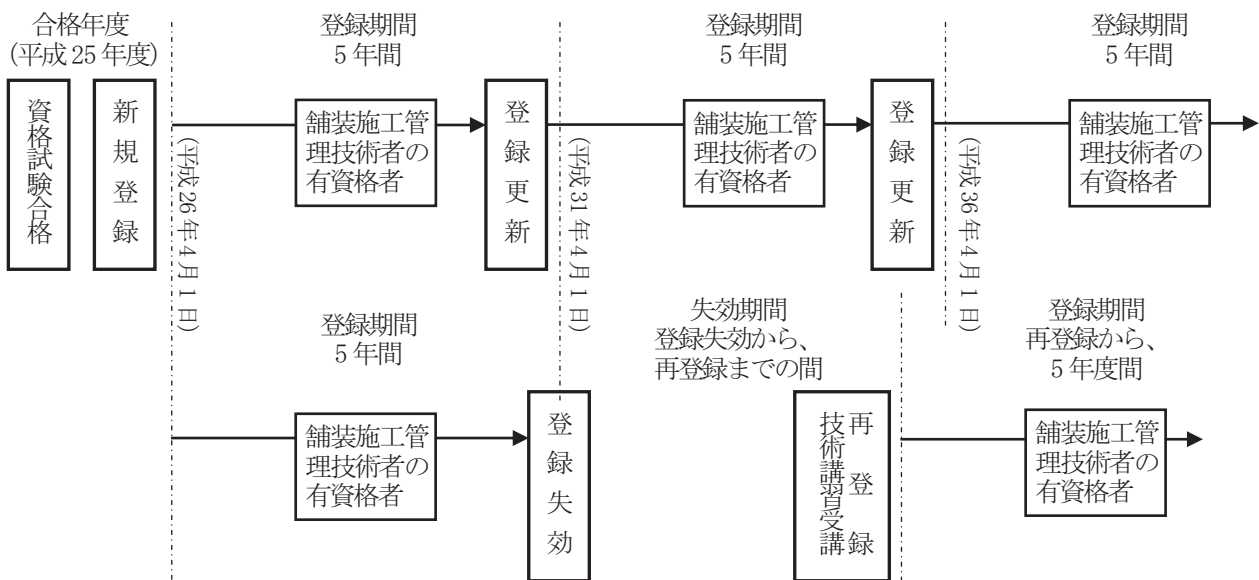
登録（資格者証）の有効期限までに登録更新の申請を行わなかった場合、有効期間満了と同時に登録は失効し、舗装施工管理技術者の資格を失います。

住所等の変更届の提出がなく、登録更新申請書類が届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなります。

### (3) 再登録

登録が失効した方が再び舗装施工管理技術者の資格を得るには、技術講習を受講して、再登録の申請を行う必要があります。（詳細は「再登録の手引き」を参照して下さい。）

図-1 基本的な登録の関係



#### 【その他の注意事項】

##### 登録の抹消等

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録を抹消します。また、合格を取り消します。

- 1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合
- 2) 登録申請書の記載事項に虚偽が判明した場合
- 3) 資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合